

2014年3月25日

## 各 位

会 社 名 株 式 会 社 ブ リ デ ス ト ン  
本 店 所 在 地 東 京 都 中 央 区 京 橋 三 丁 目 1 番 1 号  
代 表 者 代 表 取 締 役 C E O 兼 取 締 役 会 長  
上 場 取 引 所 津 谷 正 明  
東 京 ・ 名 古 屋 (各一部)  
及 び 福 岡 市 場  
コ ー ド 番 号 5 1 0 8  
問い合わせ先 責 任 者 役 职 名 広 報 部 長  
氏 名 井 出 慶 太  
電 話 番 号 (03)6836-3333

## 株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、2014年3月25日開催の取締役会において、ストックオプションとしての新株予約権の発行と募集事項を下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

### 記

1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由  
社外取締役を除く当社の取締役及び取締役を兼務しない執行役員の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること、及び株主の皆様との価値共有を進めることを目的とする。
2. 新株予約権の発行要領  
(1)新株予約権の割当ての対象者及びその人数  
並びに割り当てる新株予約権の数  
社外取締役を除く当社取締役 4名に 336 個 及び  
当社取締役を兼務しない執行役員 46名に 983 個  
合計 50名に 1,319 個割り当てる。  
当社株式 131,900 株  
各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100 株とする。  
新株予約権の申込の総数が下記(3)の新株予約権の総数に達しない場合は、申込がなされた新株予約権の総数に付与株式数を乗じた数をもって新株予約権の目的である株式の数とする。
- (2)新株予約権の目的である株式の種類及び数  
1,319 個  
新株予約権の申込の総数が上記の新株予約権の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の総数とする。
- (3)新株予約権の総数  
新株予約権1個と引換えに払い込む金額は、割当日における諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される 1 株当たりの評価単価に付与株式数を乗じた金額とする。なお、上記により算出される額は公正な評価単価に基づくものであり、対象者に特に有利な条件となるものではない。また、当社及び新株予約権者は、新株予約権の払込金額の払込みに係る債権債務と、当該払込金額と同額の新株予約権者の職務執行の対価たる報酬等に係る債権債務とを、割当日において相殺するものとする。
- (4)新株予約権についての払込金額の算定方法  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
2014年5月1日から2034年4月30日まで  
①新株予約権者は、上記(6)の期間のうち、当社の取締役と執行役員のいずれか、又は双方の地位にある期間(退任日を
- (6)新株予約権の権利行使期間  
(7)新株予約権の行使の条件

含み、以下、「役員等在任期間」という。)は、新株予約権を行使することができないものとする。

②新株予約権者が 2015 年 2 月末日までに役員等在任期間を満了した場合(死亡により満了した場合を含む。)には、当該新株予約権者(その承継人を含む。)は、割り当てを受けた新株予約権の個数に役員等在任期間の満了日から 2015 年 3 月 31 日までの期間に対応する月数(1ヶ月未満は切り捨てる。)を乗じた数を 12 で除した数の新株予約権(ただし、1 個未満の新株予約権は、これを切り捨てる。)を行使することができないものとする。

③各新株予約権の一部行使はできないこととする。

④その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

①増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、その承認決議の日をもって、当社は未行使の新株予約権を無償で取得するものとする。

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要することとする。

2014 年 5 月 1 日

以上

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

(9) 新株予約権の取得に関する事項

(10) 新株予約権の譲渡制限

(11) 新株予約権の割当日